鳥 獣 の 保 護 及び狩 猟 の適 正 化に関 する法 律 の 部 を改正する法 律案 (閣法第七〇号)(先議

要旨

えてい 捕 獲 本 法 さ る 律 れ 案 た 方、 は、 鳥 揣 近年、 鳥 を 輸 揣 λ の 烏 シカ 生 淵 息 やイノシシなどの ع 環 偽っ 境 の て 悪 餇 化 などに 養 す る 烏獣 例 より 等 が 地 が 地 見 域 域 5 的 的 れ に に 増 る 鳥 た 獣 め、 加 の ŕ 個 狩 体 農林水産 猟 数 規 が 制 減 少 を 一業や生態 見 し 直 て ŕ 11 る 系 狩 事 猟 例 に 2深刻 を ゃ 活 用 玉 な 被 L 内 た で 害 を与 鳥 違 揣 法

の 適 切 な 保 護 管 理 を 進 め、 ま た、 鳥 獣 の 保 護 施 策 の 層 の 推 進 を図ろうとする も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は

次のとおりである。

L١

ては、

シカ、

イノシシなどの特

定の

鳥

揣

の

捕

獲をすることができることとする。

農 林 業 被 害 の 防 止 及び 鳥 揣 の 適 切な個 体数管理 の ため、 休猟区のうち都道 府県知事が指定した区域 にお

鳥獣に よる農林業被害 への対応として、農家自らによるわなを用い た 鳥 獣 の 捕 獲 を 適 切 に 推進するため、

現 行 の 網 わ な 猟 免許」 をっ 網 猟免許」 と「わ な猟免許」 に区分することとする。

 \equiv 狩猟 を活用した農林業被害対策を進め、 併せて鳥獣 の適正な生息数を維持するため、 定の区域に入猟

する 狩 猟 者の 数 を都 道 府県知事などが調整できる制 度を設けることとする。

四 人への 危 険 を 防止す るため、 都 道 府県 知 事 は、 危 <u>険</u> 性 の 高 ١J わなについて、 その使用を禁止又は制 限 す

る区域を指定することができることとする。

ゼ 違 法 な 網及 び わ なの 設 置 を 防 止するため、 すべ ての網及びわなについ て、 その設置 一者名などの表示 を義

務付けることとする。

六、 鳥 揣 の 生 息 地 の 保護 及び整 備 を図るため、 国又は 都道 ()府県: ば、 鳥獣保 護 X に おい て悪化 し た 生 息環 境 を

改善するための事業を行うこととする。

七、 海 外 か ら輸 入 さ れ た 鳥 獣 の 適 切 な管理 を進 め る ため、 適法 に 輸 入され た鳥 獣 に 環 境 大臣が交付する標 識

を 着 ゖ な け れ ば ならないこととし、 当 該 標 識とともに 譲 IJ 渡 さ なけ れ ば ならないこととする。

Ύ この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない 範 井 内 に おい て政令で定める日から施行する。